資料4-1

第49回対策本部員会議資料
令和４年２月１８日
保健福祉部

自宅療養について

1　自宅療養者の支援状況等

(1)　自宅療養者の支援体制

自宅療養の導入（2月１日）以降、保健所が協力医療機関と連携して健康観察などの自宅療養者の支援を行ってきたが、「いわて健康観察サポートセンター」の本格運用（２月７日）以降は、各保健所の状況に応じて適宜役割分担しながら、順次、センターへの移管を進め、保健所とセンター、協力医療機関の連携により、自宅療養者の支援に取り組んでいる。

(2)　診療・検査医療機関における健康観察の対応状況

協力医療機関　159箇所（２月15日時点、全圏域に設置）

(3)　その他

パルスオキシメーターは、今後、自宅療養者が増加しても十分な数を確保済み。
食糧支援についても、自宅療養者の状況に応じ、提供を行っている。

2　いわて健康観察サポートセンターの対応状況

(1) 業務内容

健康観察、相談対応及び必要に応じた食料品の提供等

(2) 開設時間

午前９時から午後５時（夜間緊急時等は保健所が対応）

(3) 職員体制

県庁保健所支援本部職員	８名	（設置時（２月４日）から４名増員）
岩手県看護協会からの派遣看護師	５名	（〃　１名増員）
計	１３名	（〃　５名増員）

3　自宅療養される方へのお願い等（詳細別紙）

- <u>自宅療養中は、外出は厳禁であること。</u>
- １日２～３回、体温、血中酸素濃度の測定を行っていただきたいこと。
- 体調が悪い時には、速やかに保健所やいわて健康観察サポートセンターへご連絡いただきたいこと。
- 療養解除の決定は保健所が行い、保健所やいわて健康観察サポートセンターから連絡すること。

自宅療養を開始される皆様へ

このしおりは、新型コロナ感染症により自宅療養されることになった方へ、ご留意いただきたい点や健康管理の方法、症状悪化時の対応などについてまとめたものです。
療養中は外出できないなどご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

１．療養生活について

- 自宅療養中は**外出は厳禁**です。
- 生活用品や食料品は**ご自宅にあるもの**、又は**差し入れ**やご自身で**インターネット通販等**を利用して調達いただくようお願いします。
- 受け取りの際は、**置き配にて受け取るように(対面しないよう)手配**してください。**宅配ボックスも利用しない**でください。
- 支援を受けられない方やインターネット通販の商品が届くまでの間食品が不足する方には、保健所やいわて健康観察サポートセンターより食事セットをお渡しいたします。
- 基本的に離乳食やアレルギー等の特別食には対応できませんので、ご注意ください。
- **ゴミは袋の口をしっかりと閉じ**、ゴミ袋は二重にしましょう。
  療養解除後3日以上経ってから自治体のルールに従って廃棄してください。
- **かかりつけ医や定期的な通院先がある場合（特に妊娠中の方等）は、必ずその医療機関に連絡**し、どのような療養の仕方が望ましいか助言を受けてください。
- その他お困りごとがありましたら、保健所やいわて健康観察サポートセンターへご連絡ください。

２．健康観察について

- 1日２～3回、体温、血中酸素濃度の測定を行っていただきます。
- 保健所やいわて健康観察サポートセンターの担当者が定期的に体調確認の電話をしますので体調などの報告をしてください。
- **体調が悪い時には速やかに保健所やいわて健康観察サポートセンター**へご連絡ください。

３．療養解除について

- **療養解除の決定は保健所が行い、保健所やいわて健康観察サポートセンターから連絡**いたします。
- パルスオキシメーター、体温計を貸し出しした場合は、返却いただきますので大切にご使用ください。
- **療養解除後、保健所やいわて健康観察サポートセンターから指示のあった方法により体温計、パルスオキシメーターをご返却ください。**
- ※ 万が一破損した場合でも必ず返却してください。